

第4章 次世代育成支援行動計画

【背景】

近年、少子高齢化、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する不安や孤立感を持つ保護者の増加・待機児童問題など、子どもや保護者の子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。これらの課題に対応し、子育てをしやすい環境にするために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援することの重要性が高まっています。

このような中、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」（令和7年3月31日までの時限立法）が改正されました。この法律に基づき、市町村は、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のための「市町村行動計画」（任意）を策定することが定められました。

ひとり親家庭等の支援については、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化され、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保支援策」、「経済的支援策」の4本柱により施策が推進される中、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、支援体制のさらなる充実が図られています。

市においても、これまで各種の子育て支援の取組を実施してきましたが、今般の社会状況等を踏まえ、次世代育成支援の一層の充実を図るため、「次世代育成支援行動計画」を策定し、上述の計画策定の趣旨に即し、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

【現状と課題】

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会環境を整備していく上で、女性の社会進出や雇用形態の多様化に伴う共働き家庭等の増加によって、待機児童対策が課題となるとともに、小学校入学後も放課後に子どもを預けられる学童保育施設（学童クラブ等）の不足や環境変化による子どもと保護者への負担軽減に対する取組が課題となっています。その課題の打破とともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童・生徒が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所や機会の充実が求められています。

生活困窮世帯についてみると、市では、生活保護受給者数が3,072人（平成30年度末時点）にのぼり、また、ひとり親家庭（所得制限あり）に対して支給する児童扶養手当の受給者が1,036人（平成30年度末時点）、さらに経済的理由により児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助費は、生活保護要保護世帯で86人、これに準ずる程度に困窮している1,587人（平成30年度認定者数）に支給されており、子どもの生まれ育った環境、家庭の経済的理由などによって学ぶ機会を奪われることのないよう、支援する必要があります。

国際化の進展に伴い、市では外国人登録者数が増加傾向にあります。外国にルーツのある子どもの場合には、言葉のみならず、文化、習慣等の違いから様々な場面で戸惑いを抱えていることが考えられます。市で子育てをする外国人の増加も想定されることから、外国人の子育て家庭にも対応できるよう外国語での情報提供について充実していく必要があります。

発達に心配がある子どもや、療育が必要な子どもについては、取組の充実に加え、医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であり、子ども発達センターを核とした地域支援体制の強化を推進していく必要があります。また、健康診査等を通じた早期発見、発達が気になる段階からの支援や就学に向けての相談を充実していく必要があります。

子どもにとって安心・安全な社会環境づくりを整備するため、防犯対策やアレルギー対策等の取組の充実が求められています。また、子ども自ら自身の安全を確保できるよう取組を進める必要があります。

児童虐待対策としては、児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に設置し、児童虐待に関する相談や通告を受け付け、早期発見・早期対応に努めています。また、児童虐待予防対策に関連の深い保健センター（健康推進課）では母子保健の観点から、男女共同参画推進センターではDV（配偶者暴力）の観点から、各種事業や相談業務を実施しています。子育てをめぐる環境の変化により児童虐待は増加しているため、引き続き児童虐待防止に関する啓発に努め、未然防止に取り組むとともに、児童相談所、警察、保育施設や学校、医師会等の関係機関や地域との連携を一層強化し、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。また、そのための体制の充実に向けた検討も必要です。

市では、平成 28 年度から保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかを子育て世代包括支援センターと位置づけ、関係機関との連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に向けて取り組んでいます。

1 施策の方向

(1) 子どもの居場所づくり・体験活動の充実

家庭内だけの孤独な子育てをなくし、子育て家庭が親子で集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めるとともに、放課後等に子どもが自由に遊べる居場所づくり・体験活動の機会づくりを充実します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化するほか、各種手当や給付金、医療費助成等の経済的な支援を引き続き実施します。

(3) 子どもの学びの支援

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に向けて、様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒等に対して、支援を行います。

(4) 多様な文化を持った子どもや家庭への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように、市ウェブサイトをはじめとする広報・周知のためのメディア等、多言語による情報提供の充実に努めます。

(5) 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援

発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子ども、すべての子どもたち一人ひとりが、等しく家庭や地域で成長できるような取組を実施し、子どもと、子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。また、調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携するほか、小・中学校においては調布市特別支援教育推進計画と連携を図ります。

(6) 子どもの安心・安全の確保

近年、不審者による子どもの安全を脅かす事件や事故等が発生しており、子どもの安全の確保は喫緊の課題となっていることから、地域全体で子どもの安全を確保するとともに、子ども自身が主体性を持って自ら事件・事故等から身を守る力を身につけられるよう、取組を進めていきます。

また、食物アレルギーによる事故を防止するため、食物アレルギーに関する正しい知識・対応技術の習得等、事故防止に向けた取組を実施します。

(7) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童虐待防止センターにおいて継続的な支援を行うとともに、児童及び妊産婦の福祉に関し、切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター）等の機能を生かし、虐待の予防に努めます。

また、支援を必要とする児童に適切な対応ができるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、社会的養護施策と連携した取組を実施します。

2 具体的取組

(1) 子どもの居場所づくり・体験活動の充実

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
児童館	遊び等を通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに、乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりを支援します。	児童青少年課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。	児童青少年課
放課後子供教室事業（ユーフォー）	放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、楽しく自由に遊びながら、異なる年齢の子どもたちの交流を図り、社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学1年生から6年生までの児童を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。	児童青少年課
青少年ステーションCAPSの運営	中・高校生世代を対象に、健全な居場所を提供し、専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽、スポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等）の活動を支援します。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行います。	児童青少年課
子ども・若者支援地域協議会	ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課
中学校の職場体験・宿泊体験（移動教室等）	集団行動や社会との接点となる体験を通じて、規律性、社会性、協調性の育成、達成感や成功体験の機会を充実します。	指導室
青少年交流館の運営	青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課

具体的取組	取組概要	所管部署
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課
「調布っ子“夢”発表会」の実施	自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通じて、まちづくりへの参加意識を高めます。	社会教育課
八ヶ岳少年自然の家の運営	青少年が自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて、情操や社会性を育むため、八ヶ岳少年自然の家を運営します。	社会教育課

(2) ひとり親家庭への支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	主体的な能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	就業を目的として、国家資格等の取得を目指し、養成機関で修業している方に給付金を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳に達した年度の3月末日まで（中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（育成手当）	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の生活上の相談と、その自立に必要な援助や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・父子就労支援 専門員による就労支援	ひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。ハローワークや母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	子ども家庭課
ひとり親家庭等医療 費助成	ひとり親家庭等の要件に該当する母、父または養育者及び18歳に達する日以降最初の3月31日まで（中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで）の児童に、医療費の自己負担分（課税世帯は、自己負担分の一部）を助成します。（生活保護受給者、健康保険未加入者は、対象外）所得制限があります。	子ども家庭課
JR 通勤定期乗車券の 割引	児童扶養手当受給世帯の方に「JR 定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書をJRの窓口を持参すると、通勤定期券を3割引で購入できます。	子ども家庭課
都営交通機関の無料 パスの交付	児童扶養手当受給世帯の方1人に、都営交通の無料乗車券を交付します。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家 庭ごみ・粗大ごみ処理 手数料の減免	児童扶養手当受給世帯を対象に、上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）を減免します。	子ども家庭課
母子生活支援施設	母子家庭等の母が、生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに保護し、入所できる施設です。自立に向けて、その生活を支援します。	子ども家庭課
ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス	ひとり親家庭となった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、また、親が一時的な病気などで家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行います。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金 の貸付	ひとり親家庭の生活設計の一助として、その経済的自立を助成し、あわせて子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	子ども家庭課

(3) 子どもの学びの支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
幼児教育への経済的支援	幼児教育の普及充実を図るため、子どもが私立幼稚園等に通園している保護者の方に対して、入園料や保育料等の一部補助を行います。	保育課
ひとり親家庭・生活困窮世帯への学習支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、保護者への進学助言等を行います。	子ども家庭課 生活福祉課
受験生チャレンジ支援貸付	経済的に困難を抱える世帯の子どもたちの進学に向けた取組を支援するため、中学校3年生、高校3年生またはこれに準じる方（高校中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）を養育している世帯に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は返済が免除になります。	福祉総務課

(4) 多様な文化を持った子どもや家庭への支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
英語版健診案内、電子翻訳機	外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流協会との連携を図ります。	健康推進課
日本語指導教室	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	指導室

(5) 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児保育	集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。（園ごとに受入児童数が異なります）	保育課

具体的取組	取組概要	所管部署
心身障害児教育事業費補助金	障害児の就園及び障害児教育の充実を図るため、障害のある児童が通園している幼稚園に対し助成します。	保育課
個に応じたきめ細かな支援	幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。あわせて、就学前の教育・保育を小学校に、また、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用を進めます。	保育課 子ども発達センター 指導室
児童育成手当（障害手当）	身体障害者手帳1級・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度もしくは同程度の疾病、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当受給世帯）	特別児童扶養手当受給世帯を対象に、上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）を減免します。	子ども家庭課
巡回相談	学童クラブで、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。	児童青少年課
学童クラブにおける障害児対応	すべての学童クラブにおいて障害児の受入を行っているとともに、既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブを整備します。	児童青少年課
学童クラブ障害児等送迎事業	全学童クラブ施設において、学童クラブ入会にあたり、送迎を要件とする障害児及び配慮を要する児童のうち送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行います。	児童青少年課
地域福祉計画の策定・推進	地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉推進会議等を通じて検討・協議を行い、計画を策定・推進します。	福祉総務課
総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場所を提供し、音楽療法を中心に専門的な療育を行います。	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
障害福祉サービス費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護，同行援護，行動援護，短期入所）及び計画相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
在宅障害者ショートステイ事業	中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用，その他休養が必要となった場合等，一時的に介護が困難になった場合に，障害児本人をお預かりします。	障害福祉課
障害児通所支援費の支給	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当	身体障害者手帳1～2級程度の方，愛の手帳1～2度程度の方，または上記と同等の疾病・障害のある方で，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
重度心身障害者手当	重度の知的障害と著しい精神障害を有する方，重度の知的障害と重度の身体障害を有する方，重度の肢体不自由で四肢機能障害を有し，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1～4級，愛の手帳1～4度，脳性麻痺，進行性筋萎縮症の方で，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が一定の掛金を納付することにより，その保護者に万一のことがあった場合，障害者に終身一定額の年金を支給します。	障害福祉課
身体障害者手帳愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害，知的障害，精神障害のある方に障害者手帳を交付します。身分証明になるとともに，各種福祉サービスを受ける際に必要です。	障害福祉課
身体障害者手帳・診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付（再交付）申請時に必要な診断書料金を助成します。（上限5,000円）	障害福祉課
障害者総合計画の策定	障害者福祉を総合的に推進するため，計画策定委員会等を通じて検討・協議を行い，障害者計画（障害者基本法）及び障害福祉計画（障害者総合支援法），障害児福祉計画（児童福祉法）を策定します。	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業	<p>障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人をお預かりします。</p> <p>1 宿泊保護 4 箇所 (重症心身障害者, 身体障害者, 障害児)</p> <p>2 日帰り保護 1 箇所</p>	障害福祉課
ヘルプカードの配付	<p>障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けを受けやすくするためのヘルプカードを配布します。</p>	障害福祉課
日常生活用具・設備改善費の給付	<p>在宅の障害者に対して日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部または一部を支給することによりその経済的負担を軽減します。</p>	障害福祉課
補装具費の支給	<p>補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。</p>	障害福祉課
中等度難聴児補聴器購入費助成金	<p>中等度難聴児に対し、対象補聴器の購入費用を一部助成します。</p>	障害福祉課
訪問入浴サービス	<p>家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。</p>	障害福祉課
子ども発達センター	<p>18歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を受けるほか、未就学児を対象としたグループ指導、通園事業、子ども施設支援事業、一時預かりを実施します。</p>	子ども発達センター
子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行・運営	<p>子ども発達センターでは、給食提供機能を整備することにより、児童発達支援事業を拡充し、「児童発達支援センター」へ移行します。地域における障害児支援の中核的施設として、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所に対し、専門的な支援を行います。</p>	子ども発達センター
交流保育	<p>通園事業利用児童が、保育園で過ごし、地域の園児とふれあう事業を実施します。</p>	子ども発達センター

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児通園事業（児童発達支援事業）	<p>専門的支援を必要とする障害のある 3～5 歳児を対象に、児童発達支援事業を実施し、子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員：1日 40 人 ・実施時間：午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで ・日数：週 5 日（月～金曜日） 	子ども発達センター
発達支援事業	<p>発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか、保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもの通う幼稚園・保育園に対し、相談・助言を行い、連携を図ります。</p>	子ども発達センター
緊急一時養護事業	<p>子ども発達センターにて、家族の病気や冠婚葬祭等で一時的に養育が困難となった場合に、発達に遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもを対象として、緊急一時養護事業（一時預かり）を実施します。</p>	子ども発達センター
利用者送迎事業	<p>調布市子ども発達センターを利用する子どもと保護者の送迎を行います。</p>	子ども発達センター
子ども施設支援事業	<p>子ども施設等で、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。そのほか、子ども施設の職員向けの講習会等を開催します。</p>	子ども発達センター
子ども発達センター運営会議	<p>有識者・NPO 法人「調布心身障害児・者親の会」・通園事業父母会・子ども発達センター利用者友の会・関係課等で構成する「子ども発達センター運営会議」において、発達に遅れやかたよりのある子どもまたは保護者等のニーズに応じることができるよう、保護者や関係機関等の意見を事業に反映させるとともに、必要な協力体制等を検討します。</p>	子ども発達センター
障害児福祉教育連携会議	<p>個別記録票「i-ファイル」の書式見直しや、発達に遅れやかたよりのある子どもたちへの一貫した支援について、関係機関での情報交換と共通認識・必要な協力体制の構築等を図るため、連携会議を開催します。</p>	子ども発達センター

具体的取組	取組概要	所管部署
i-ファイルの活用促進	医療機関、保育園、幼稚園、学校等で、子どもが一貫した継続的な支援が受けられるように、今まで受けてきた支援内容をまとめて保管できるファイルです。この「i-ファイル」を保護者に配布するほか、関係機関に周知します。	子ども発達センター
小島町歯科診療所	障害のある方で地域開業医では困難な歯科治療を行います。	健康推進課
特別支援教育の推進	特別支援教育推進計画により、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりの能力を最大限伸ばすため、校内通級教室の体制の充実、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成や専門家チームによる巡回相談の実施等、特別支援教育を推進します。	指導室
遊iing, 杉の木青年教室の実施, のびのびサークルの支援	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。	社会教育課
個に応じたきめ細かな教育相談の充実	悩みや不安を抱える子どもや保護者一人ひとりの心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら来所相談、電話相談、就学相談等の教育相談を実施し、きめ細かな対応に努めます。	指導室 (教育相談所)
就学相談に必要な医師の診察記録作成文書料の助成	就学相談、転学相談または通級指導学級入級相談を受けるときに必要な医師の診察記録の作成に要する文書料を助成します。	指導室 (教育相談所)

(6) 子どもの安心・安全の確保

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
アレルギー対策事業	医師や専門相談員による個別相談や講演会、生後2～6か月児を持つ保護者にスキンケア教室を実施し、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	健康推進課
学校施設におけるシックハウス対策の実施	児童・生徒が安心して学ぶことができる学校施設の環境を維持するため、必要な検査や対策を行うとともに、情報共有のための会議を実施します。	教育総務課
通学路の安全・安心の確保	通学路を撮影する防犯カメラを設置するとともに、学校・教育委員会・警察・道路管理者等が市立小学校の通学路の安全点検を実施し、可能な安全対策を行います。	学務課
学校と医師会等との連携	教育・医療連携会議を実施し、学校で対応が困難な事案等について相談し、助言を求めます。	学務課
アレルギーホットラインの運用等関係機関との連携	学校や保育園等関係機関が、食物アレルギーと思われる症状が発症した際に、適切な対応がとれるよう、慈恵第三病院の医師による相談、研修等を実施します。	学務課 指導室
命の教育	自他の生命（いのち）を大切にすることや他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進します。	指導室
安全教育の推進	「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」を実施し、避難訓練等を通じて安全教育・指導を推進します。	教育総務課 指導室
「こどもの家」の普及啓発の推進	子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行います。	社会教育課
調布子ども安全・安心パトロール	下校時の児童・生徒の安全を守るため、調布市内を4つのブロックに分け、学校周辺の通学路を中心に、青色回転灯を装着した車両により、下校が始まる時間帯からパトロールを実施します。また長期休暇期間においては日中の時間帯にパトロールを実施します。	総合防災安全課

(7) 児童虐待防止対策の充実

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。	子ども政策課
オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子ども政策課
養育家庭体験発表会	様々な事情から家庭で暮らすことのできない子どもと、養子縁組を目的とせず一定期間養育する里親制度の普及のため、里親体験による発表会を都と合同で開催します。	子ども政策課
児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）	市内で児童養護施設が住居を借り上げ、養護施設退所者等に一定期間提供するとともに、就労、学業、日常生活等の支援及び相談等の援助を行う事業に要する費用の一部を市が助成します。	子ども政策課
調布市大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業	経済的に支援を必要とする大学等在学者に対して給付金を支給することで、当該大学等在学者の生活の安定を図ります。	子ども政策課
児童虐待防止センター	子ども自身や保護者、地域の方から児童虐待に関する相談や通告を受け付ける窓口です。ケースワーカーのほか、臨床心理士・精神保健福祉士等の専門スタッフが電話・来所等での相談を受け、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に支援します。	子ども政策課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・女性緊急一時保護	緊急に保護を要する母子または女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。	健康推進課
親子のメンタルケア相談	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うことで、育児の負担感を軽減するためにグループワークを実施します。	健康推進課
いじめ・虐待の防止と対応	スクールカウンセラーによる小学校5年及び中学校1年の全児童・生徒に対する面接を実施し、子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じ、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	指導室
女性の生きかた相談	DV等女性が抱える様々な悩みについて、相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう、面接・電話による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等、関係機関と連携を図りながら支援します。	男女共同参画推進課
DVについての講演会・講座等	11月25日「女性に対する暴力撤廃日」(国連)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」(内閣府男女共同参画推進本部)期間にあわせて、DVについての講演会・講座等を開催します。	男女共同参画推進課